

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級 1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げ ものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級 2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまらないうち、物につかまらないうちと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
	長周期地震動階級 3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
	長周期地震動階級 4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

13 活動火山対策特別措置法に基づく火山現象に関する警報等

火山現象に関する警報等の種類、発表基準、発表官署及び伝達は次のとおりとする。

(1) 火山現象に関する予報及び警報の種類

火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される噴火警報（噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（居住地域）又は噴火警報）、噴火予報及び降灰予報である。

また、火山現象に関する情報は、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十二条の規程により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、噴火警報は、気象業務法第15条第1項の規定により知事に通報され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

(2) 噴火警報・予報の種類及び噴火警戒レベル

ア 噴火警報

生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火警報・予報に含めて発表する。

なお、上川総合振興局管内における活火山の噴火警戒レベル導入状況は、十勝岳が2008年12月16日に、大雪山が2019年3月18日に導入を開始している。

（参考）火山の現状及び過去の火山活動（上川総合振興局管内抜粋）

区分	火山名	噴火警報等 伝達市町村	過去の火山活動
常時観測火山	大雪山	上川町 愛別町 美瑛町 東川町 旭川市	安山岩質・デイサイトからなる20以上の成層火山や溶岩ドームから成り立つ複合火山で、そのうち8峰は環状に配列している。この中央には直径約2kmの小型カルデラ「御鉢平」があり、有毒温泉として知られる噴気活動や温泉湧出がみられる。硫化水素ガスによる登山者の死亡事故も発生している。最高峰旭岳は、御鉢平カルデラの南西方向に最も新しく噴出した成層火山で有史以降の噴火の記録はないが、地質学的な研究から最新の水蒸気噴火は約250年前以降とされている。西に開いた爆裂火口内では、かつて硫黄が採掘された。現在も活発な噴気活動が続いており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。 火口周辺には、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。
	十勝岳	上富良野町 美瑛町 中富良野町 東川町 上川町 富良野市 南富良野町 <十勝総合振興局地域> 新得町	十勝岳では20世紀以降、1926、1962 および1988～1989年の5回顕著な噴火が発生している。1926年の噴火では、中央火口丘から噴火、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は約12kmに達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。地質学的な研究によってわかっている過去1万年の火山活動としては、4700～3300年前の活動が最大規模で、山体崩壊とともに爆発的噴火が繰り返され、その際に火砕流も発生し、グラウンド火口が形成された。活動の最後には溶岩が流出した。その後、約1000年前頃、グラウンド火口の北西でサブプリニー式噴火が繰り返され複数の火砕丘が形成された。約500年前頃からは中央火口丘の活動となり、火砕丘を形成し溶岩も流出した。溶岩流は望岳台付近まで到達した。現在も噴煙活動は活発で、高温かつ有毒な火山ガスも噴出していることから注意が必要である。

※常時観測火山の観測体制は、資料編 第5 防災施設 1 気象・地象・水象等観測施設 (2) 地象等観測施設 ウ 火山観測施設のとおりでである。

(3) 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

ア 噴火警報及び噴火予報

【十勝岳】

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生。 過去事例 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な融雪型火山泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の噴火に伴う融雪型火山泥流 約3,300年前：噴火に伴う火砕流・火砕サージ ●噴煙が火口縁上10,000mを超え、居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の発生が切迫している。 過去事例 1962年6月30日02時45分：噴火により噴煙の高さが12,000mに達する
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生する可能性が高まる。 過去事例 1988年12月16日～1989年3月5日：小規模な噴火が繰り返し発生
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、振幅の大きな火山性地震が増加する等、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1988年10月～12月：体を感じる規模の地震増加 1962年5月以降：体を感じる規模の地震増加 1926年5月：噴火の10日前から体を感じる規模の地震発生
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、火口直下で火山性地震が増加する等、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1985年6月19日：62-1火口でごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出、昭和火口で噴火 1952年8月17日：昭和火口で噴火 1925年12月：中央火口丘の火口内の新たな火口(大噴)で噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手続の確認、防災訓練への参加等)。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により想定火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注) 「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

【大雪山】

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	旭岳温泉は避難。 積雪期は天人峽温泉も避難。	【マグマ噴火】 ●大きな噴石や火砕流により、旭岳温泉に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫。 過去事例 約 9000 年前以降の噴火 ●積雪期に旭岳山頂付近から火砕流が発生した場合、融雪型火山泥流により天人峽温泉にも重大な被害が発生する可能性がある。 【水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火】 ●大きな噴石、岩屑なだれや土石流により、旭岳温泉に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫。 過去事例 約 2800 年前の噴火(旭岳地獄谷爆発火口を形成)
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	旭岳温泉は高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。 積雪期は天人峽温泉も高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●旭岳温泉に重大な被害を及ぼす噴火の可能性が高まっている。 過去事例 約 700 年前の噴火
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル4、5から下げる段階で状況に応じて発表する場合がある。 ●火口が特定される又は火山活動が低下して、旭岳温泉への影響がなくなったと判断された場合。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域内への立入規制、登山道の規制。 住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。 旭岳温泉では高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 積雪期は天人峽温泉でも高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	●地震活動や熱活動の高まり等により、想定火口域内に影響を及ぼす噴火の発生が予想又は噴火が発生。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内(噴気孔周辺)で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。 状況に応じて火口内への立ち入り規制等。	●火山活動は静穏。

※レベル3：旭岳温泉に近い想定火口域の南西側など、噴火場所によっては旭岳温泉に影響を及ぼす可能性があるため、火山活動活性化の過程では、安全側に立ちレベル4以上にすることとし、レベル3は運用しない。
レベル3は、レベル4、5から引き下げる過程で、旭岳温泉や天人峽温泉(居住地域への影響が無くなったと判断される場合に発表する。

イ 降灰予報

・降灰予報(定時)

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表する。18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

・降灰予報(速報)

噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

・降灰予報(詳細)

噴火が発生した火山(※1)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(※1)：

降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

(4) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する。

(5) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警報レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合※

※噴火の規模が判断できない場合は発表する。

- ・なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(6) 火山の状況に関する解説情報(臨時)

現時点で噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

(7) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(8) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(9) 月間火山概況

前月一箇月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(10) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表する。

(11) 噴火警報等の発表官署

本道における全ての火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等（火山ガス予報を除く。）の発表は、札幌管区気象庁が行う。

※降灰予報及び火山ガス予報の発表は、気象庁が行う。

(12) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

イ 市町村は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

(13) 噴火警報等の伝達

ア 噴火警報の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警報の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

(ア) 通報及び伝達の内容

○ 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する警報、予報、情報等を知事に通報する。

○ 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

○ 市町村

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

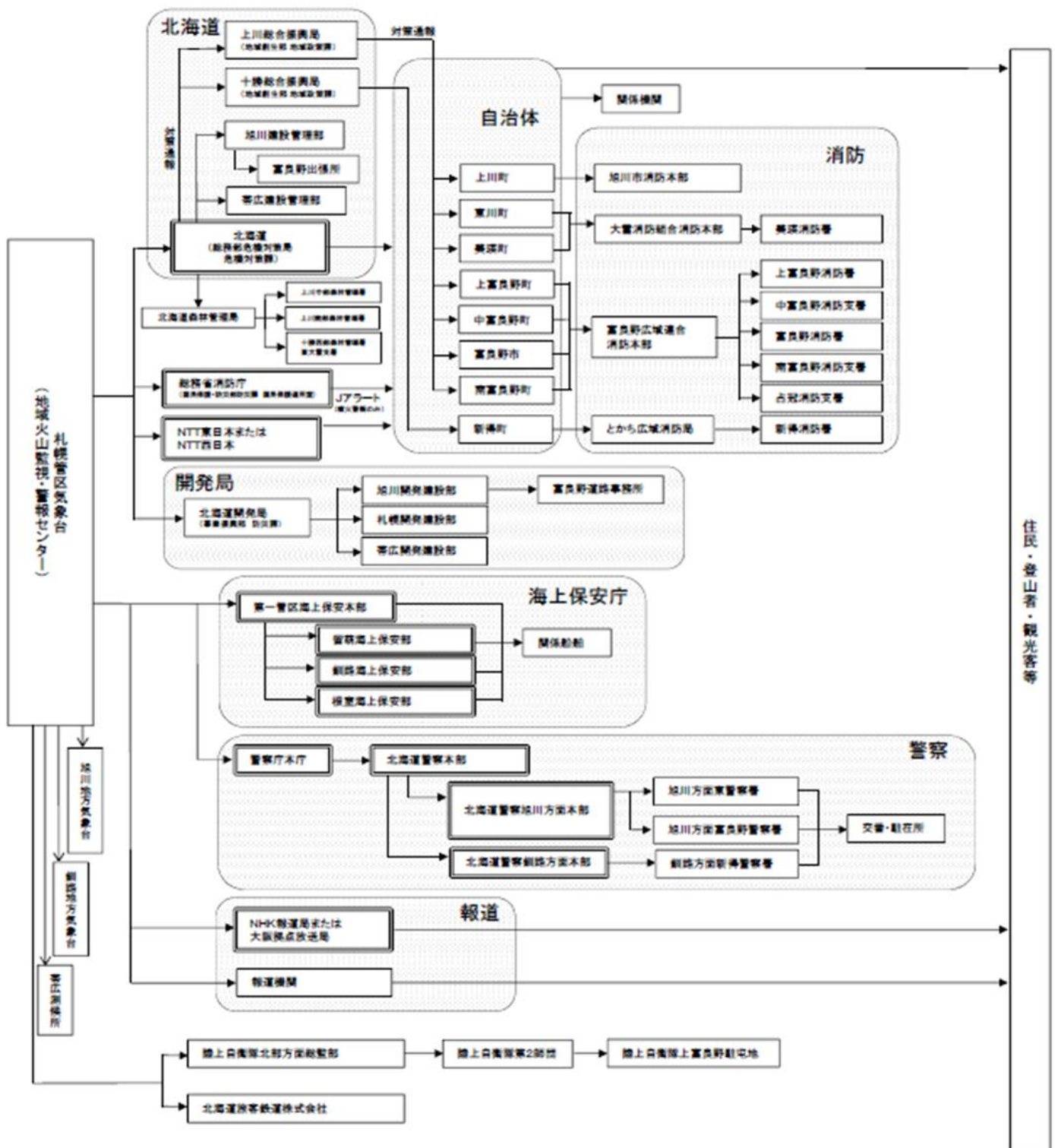
この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

(イ) 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達及び対策通報並びに要請は、次の噴火警報等伝達系統図によるものとする。

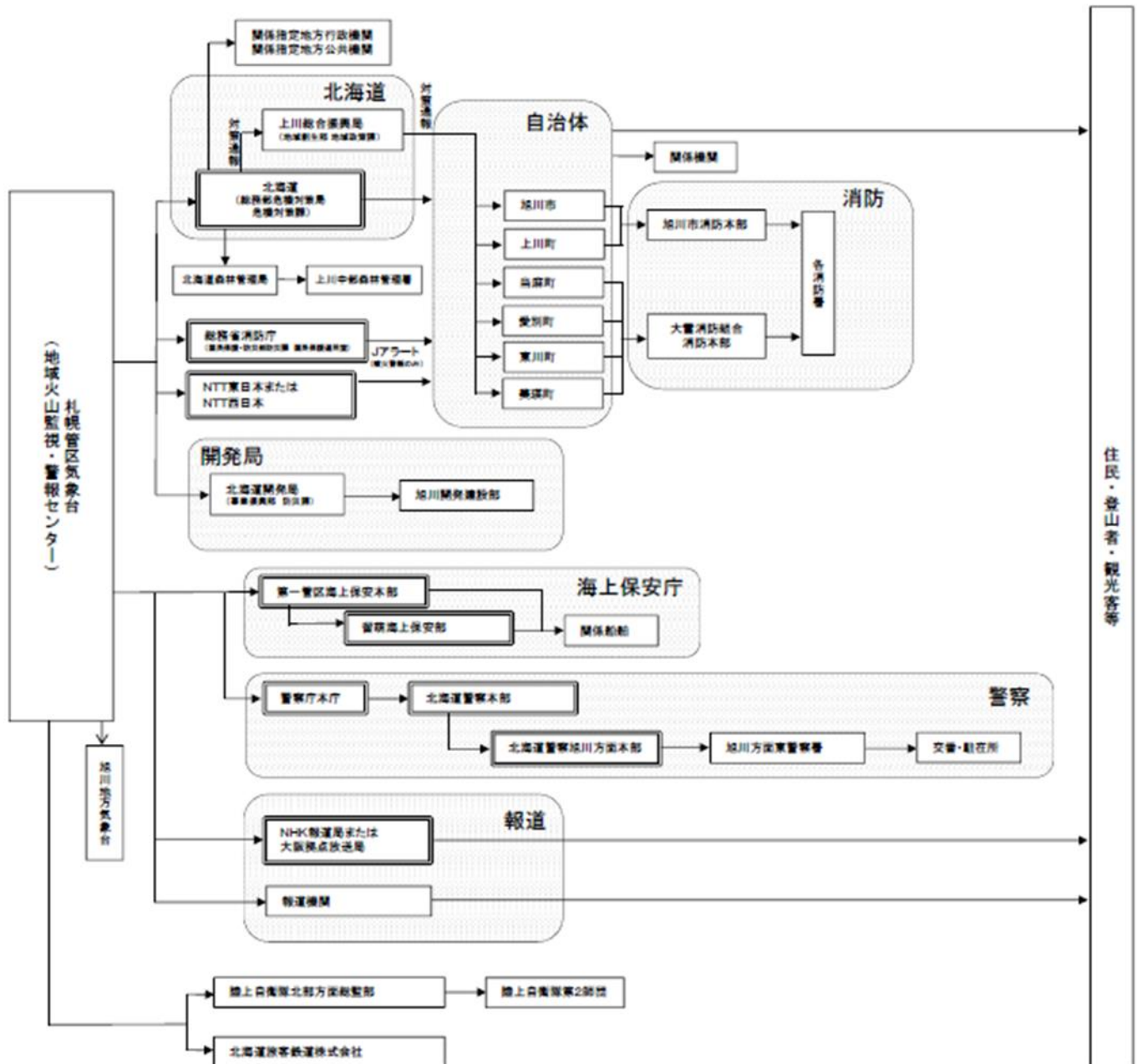
- (11) 噴火警報等伝達系統図
ア 十勝岳（常時観測火山）

十勝岳噴火警報等伝達系統図



「噴火警報等」とは、「噴火警報」、「火口周辺警報」、「噴火予報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を指す。
(二重枠)で囲まれている機関は、気象庁法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じて、関係市町村に通知しなければならない。
※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を通じて携帯電話ユーザーに「緊急通報メール」が配信される。

大雪山噴火警報等伝達系統図



「噴火警報等」とは、「噴火警報」、「火口周辺警報」、「噴火予報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を指す。
 (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 ※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
 ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
 ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

(参考)

十勝岳火山防災協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号、以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき設置し、十勝岳火山噴火災害で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行い、適切に対処することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、十勝岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の設置主体)

第3条 この協議会は、北海道及び次に掲げる市町（以下「設置主体」という。）で設置する。

- (1) 美瑛町
 - (2) 上富良野町
 - (3) 中富良野町
 - (4) 富良野市
 - (5) 南富良野町
 - (6) 新得町
- (所掌事務)

第4条 協議会は、法に基づく地域防災計画に位置付けるべき事項について協議を行うことのほか、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 噴火に伴う現象と及所掌ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事
 - (2) 火山現象の影響範囲を地図上に表した「火山ハザードマップ」に関する事
 - (3) 「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」を基に火山活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事
 - (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「具体的な避難計画」に関する事。
 - (5) 観光客・登山者等への情報発信及び情報伝達に関する事
 - (6) 避難手段の確保及び道路管理者による避難経路の確保に関する事
 - (7) 火山活動等の情報の収集・提供に関する事
 - (8) 火山噴火防災訓練の総合的な実施に関する事
 - (9) 火山に対する知識及び意識の啓発に関する事
 - (10) その他協議会が必要と認める事項
- (所管事務の委嘱)

第5条 十勝岳噴火災害が発生したとき若しくは発生が予測され、構成市町村に災害対策本部が設置された場合は、前条第5号から第7号及び第9号から第10号までの所管事務は北海道または災害対策現地合同本部に委嘱する。

第2章 協議会の組織

(組 織)

第6条 協議会は、法第4条第2項に基づく、別表1に定めるもの（以下「委員」という。）で構成する。ただし、学識経験者については、設置主体が協議の上、指定する。

- 2 協議会には会長1名を置く。
- 3 前項の会長は第3条に掲げる設置主体の委員から協議により定める者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が設置市町長の場合、十勝岳の噴火災害の発生等により、その職務に当たることができない場合は、北海道知事が職務を代行する。
- 7 第1項の委員に変更があった場合は、当該委員が所属する機関は速やかにその後任者を協議会に報告しなければならない。

第3章 協議会の会議

(会議の招集)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は会議に代理の者を出席させることができる。ただし、その際には事前に報告を行うものとする。

- 4 会議は、委員（会長及び前項の規定による代理の者も含む。以下同様とする。）の過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 6 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求めることができる。
- 7 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

（会長の専決処分）

第8条 会長は、会議を招集するいとまのないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、速やかに各委員に報告しなければならない。

（幹事会）

第9条 協議会の運営並びに所管事務の円滑かつ効率的に行うため、会長が必要と認めた事項を検討するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる、法第4条第2項第1号から第3号並びに第5号の委員の所属機関の職員及び同第7号の委員による幹事で構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、幹事長は、会長が指名するものとし、幹事会の会務を総理する。

（専門部会）

第10条 協議会の個別事案を具体的に検討するため検討事項に関連する機関の実務者からなる専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、その部員及び必要事項については別途定めるものとする。
- 3 専門部会が設置された場合は、部員の中から会長が指名する座長を置き、座長はその専門部会の会務を総理する。
- 4 専門部会はその検討内容を協議会及び幹事会にその検討内容等を報告する義務を有する。

第4章 協議会の経費

（経 費）

第11条 協議会の事務に要する経費は、設置主体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 設置主体の負担金額並びに協議会の経費に係る出納事務の手続き及び方法は、設置主体が協議して、別に定める。

（会計年度）

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第5章 補 則

（事務局）

第13条 協議会、幹事会及び専門部会の事務は、会長の属する設置主体において行う。

- 2 第5条の規定により所管事務が委嘱された場合及び第6条第6項の規定により北海道知事が会長の職務を代行する場合は、前項の事務を北海道にて行うものとする。

（その他）

第14条 協議会が防災計画を作成する場合、その計画に関わる地域は、設置市町の地域全体とする。

（雑 則）

第15条 この規約に定めのない事項で、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月13日から施行し、改正後の別表1及び別表2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表 1（第 6 条関係）～「号」は、活動火山対策特別措置法第 4 条第 2 項の各号を示す

号	機関名	職名
1	北海道	知事
1	美瑛町	町長
1	上富良野町	町長
1	中富良野町	町長
1	富良野市	市長
1	南富良野町	町長
1	新得町	町長
2	札幌管区気象台	台長
2	旭川地方気象台	台長
2	釧路地方気象台	台長
3	北海道開発局札幌開発建設部	部長
3	北海道開発局旭川開発建設部	部長
3	北海道開発局帯広開発建設部	部長
4	陸上自衛隊	第 2 師団長
5	北海道警察本部	本部長
6	富良野広域連合消防本部	消防長
6	大雪消防組合消防本部	消防長
6	とかち広域消防局	消防局長
7	学識経験者	指定する者
8	北海道旭川方面旭川東警察署	署長
8	北海道旭川方面富良野警察署	署長
8	北海道釧路方面新得警察署	署長
8	北海道森林管理局上川中部森林管理署	署長
8	北海道森林管理局上川南部森林管理署	署長
8	北海道森林管理局十勝西部森林管理局東大雪支署	支署長
8	北海道上川総合振興局	振興局長
8	北海道十勝総合振興局	振興局長
8	環境省北海道地方環境事務所	国立公園課長
8	東日本電信電話株式会社北海道北支店	支店長
8	東日本電信電話株式会社北海道東支店	支店長
8	北海道電力ネットワーク(株)道北統括支店	支店長
8	北海道電力ネットワーク(株)富良野ネットワークセンター	所長
8	北海道電力ネットワーク(株)新得ネットワークセンター	所長
8	総務省北海道総合通信局	防災対策推進室長
8	国土地理院北海道地方測量部	部長

別表 2（第 9 条関係）

機関名	幹事職名	備考
上川総合振興局	地域創生部地域政策課主幹	上川ブロック
上川総合振興局	建設管理部維持管理課長	上川ブロック
十勝総合振興局	地域創生部地域政策課主幹	十勝ブロック
十勝総合振興局	建設管理部維持管理課長	十勝ブロック
美瑛町	総務課長又は防災担当課長	上川ブロック
上富良野町	総務課長又は防災担当課長	上川ブロック
中富良野町	総務課長又は防災担当課長	上川ブロック
富良野市	総務課長又は防災担当課長	上川ブロック
南富良野町	総務課長又は防災担当課長	上川ブロック
新得町	総務課長又は防災担当課長	十勝ブロック
札幌管区気象台	火山防災情報調査官	上川・十勝ブロック
旭川地方気象台	防災管理官	上川ブロック
釧路地方気象台	防災管理官	十勝ブロック
北海道開発局札幌開発建設部	防災課長	上川ブロック
北海道開発局札幌開発建設部	河川計画課長	上川ブロック
北海道開発局旭川開発建設部	防災対策官	上川ブロック
北海道開発局旭川開発建設部	治水課長	上川ブロック
北海道開発局帯広開発建設部	防災対策官	十勝ブロック
北海道開発局帯広開発建設部	治水課長	十勝ブロック
北海道警察旭川方面本部	警備課長	上川ブロック
北海道旭川方面旭川東警察署	警備課長	上川ブロック
北海道旭川方面富良野警察署	警備係長	上川ブロック
北海道釧路方面新得警察署	警備係長	十勝ブロック
学識経験者		上川・十勝ブロック

大雪山火山防災協議会規約

(目 的)

第1条 大雪山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号、以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、大雪山について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、北海道、東川町、上川町及び美瑛町が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 北海道防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 東川町、上川町及び美瑛町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、東川町長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が大雪山の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに書各構成員に報告しなければならない。

(コアグループ会議)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置くものとする。

- 2 コアグループ会議は、別表2に掲げる者（以下「メンバー」という。）で構成する。ただし、必要に応じてメンバー以外の者を出席させることができる。
- 3 コアグループ会議には、座長を置く。
- 4 座長は、会長が指名する者とし、コアグループ会議の会務を総理する。
- 5 コアグループ会議は座長が招集する。
- 6 各メンバーは、コアグループ会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

(経費の負担)

第7条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、上川総合振興局及び東川町において行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めのない事項は、必要に応じ会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成28年3月31日から施行する。

附則

この規約は、平成29年1月24日から施行する。

附則

この規約は、平成30年12月21日から施行する。

別表 1

機関名	職名
札幌管区气象台	台長
旭川地方气象台	台長
北海道開発局旭川開発建設部	部長
陸上自衛隊	第2師団長
北海道森林管理局上川中部森林管理署	署長
北海道	知事
北海道上川総合振興局	振興局長
北海道警察本部	本部長
北海道旭川方面旭川東警察署	署長
北海道地方環境事務所	国立公園課長
東川町	町長
上川町	町長
美瑛町	町長
大雪消防組合	消防長
旭川市消防本部	消防長
国土地理院北海道地方測量部	部長
北海道総合通信局	防災対策推進室長
北海道電力ネットワーク(株)道北統括支店	支店長
東日本電信電話株式会社北海道北支店	支店長
ひがしかわ観光協会	会長
学識経験者	指定する者

別表 2

機関名	職名
札幌管区气象台	火山防災情報調整官
旭川地方气象台	防災管理官
北海道開発局旭川開発建設部	防災対策官
北海道開発局旭川開発建設部	治水課長
北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課	主幹
北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業室	治水課長
東川町企画総務課	課長
上川町企画総務課	課長
美瑛町総務課	課長
北海道警察旭川方面本部	警備課長
北海道旭川方面旭川東警察署	警備課長

第3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（災害対策基本法第54条第1、2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市町村長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（災害対策基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

(3) 市町村長の通報（災害対策基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市町村長は、次の気象官署に通報しなければならない。

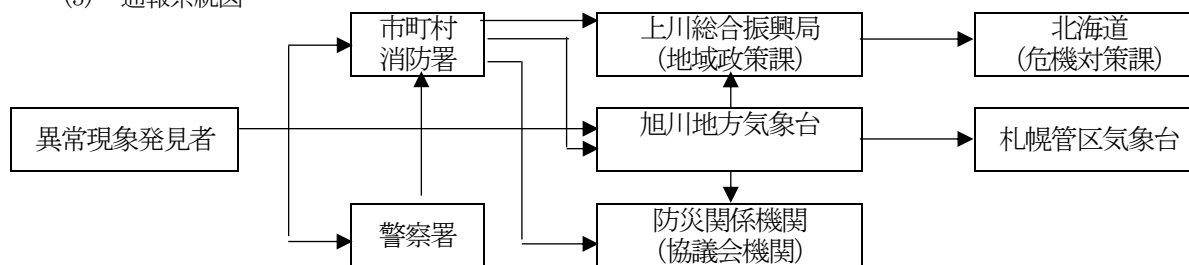
【気象官署】

名 称	電話番号	F A X 番号	所在地
旭川地方気象台	0166-32-6368	0166-32-6384	旭川市宮前1条3丁目3番15号

(4) 異常気象

地震に関する事項 … 頻発地震、異常音響及び地変

(5) 通報系統図



第3節 災害情報及び被害状況の報告

第1 災害情報及び被害状況の報告

災害時、各市町村長は、北海道地域防災計画に定める下記「災害情報等報告取扱要領」により総合振興局長に災害情報及び被害状況を報告するものとする。

但し、市町村長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、市町村長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

- (1) 災害情報
災害時は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。
- (2) 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。
 - ア 速報
被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。
 - イ 中間報告
被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
 - ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。
- (3) その他の報告
災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報等（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害時は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在	発受信日時	
月 日 時 分		月 日 時 分		
発 信 機 関 (総合振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
(1) 災害対策本部 等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法 の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
計		名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在						
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名							
	職・氏名				職・氏名							
	発信日時	月 日 時 分			受信日時	月 日 時 分						
項 目		件数等	被害金額(円)	項 目		件数等	被害金額(円)					
①人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河 川	断					
	行方不明	人				海 岸	断					
	重 傷	人				砂防設備	断					
	軽 傷	人				地すべり	断					
	計	人				急傾斜地	断					
	全 壊	棟			木	構造物	橋 梁	断				
		人					小 計	断				
	半 壊	棟					河 川	断				
		人					道 路	断				
	一部破損	棟					橋 梁	断				
		人		小 計			断					
	床上浸水	棟		港 湾			断					
		人		漁 港			断					
		床下浸水		棟			下 水 道	断				
				人			公 園	断				
	計	棟		崖くずれ	断							
		人		計	断							
		③非住家被害		全壊	公共建物	棟	⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
					その他	棟			破 損	隻		
	半壊			公共建物	棟	計			隻			
その他			棟	漁港施設	断							
計	公共建物		棟	共同利用施設	断							
	その他		棟	その他施設	断							
④農業被害	農地		田	沢・堰畔	ha	⑦林業被害			道有林	林 地	断	
				浸水	ha					治山施設	断	
			畑	沢・堰畔	ha					林 道	断	
				浸水	ha					林 産 物	断	
	農作物	田	ha	そ の 他	断							
		畑	ha	小 計	断							
	農業用施設	断		一般民有林	林 地		断					
	共同利用施設	断		治山施設	断							
	営農施設	断		林 道	断							
	畜産被害	断		林 産 物	断							
	その他	断		そ の 他	断							
					小 計		断					
	計				計		断					

項 目			件数等	被害金額(円)	項 目			件数等	被害金額(円)
⑧ 衛生被害	水 道	断			⑪社会教育施設被害			断	
	病院	公 立	断			⑫社会福祉施設等被害	公 立	断	
		個 人	断				法 人	断	
	瀾 嶺	一般廃棄物処理	断				計	断	
		し尿処理	断			⑬その他	鉄道不通	断	—
	火 葬 場	断			鉄道施設		断		
計	断			被害船舶(瀾嶺)	隻				
⑨ 飢 餓	商 業	件			空 港		断		
	工 業	件			水 道		戸	—	
	そ の 他	件			電 話		戸	—	
	計	件			電 気	戸	—		
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	断			ガ ス	戸	—		
	中 学 校	断			ブロック塀等	断	—		
	高 校	断			都市施設	断			
	その他文教施設	断							
	計	断			被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			町		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→瀾嶺の職 員 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名													
総合振興局又は振興局										年	月	日	時
項 目		件数等	被害金額(円)	項 目		件数等	被害金額(円)						
①人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤土木被害	道工事	河 川	断						
	行方不明	人				海 岸	断						
	重 傷	人				砂防設備	断						
	軽 傷	人				地すべり	断						
	計	人				急傾斜地	断						
②住家被害	全 壊	棟				木	道	道 路	断				
		間						橋 梁	断				
		人						小 計	断				
	半 壊	棟				柵	河 川	断					
		間					道 路	断					
		人		橋 梁	断								
	一部破損	棟		害	小 計	断							
		間			港 湾	断							
		人			漁 港	断							
	床上浸水	棟		下 水 道	断								
		間		公 園	断								
		人		崖くずれ	断								
	床下浸水	棟		計	断								
		間		漁 船	沈没流出	隻							
		人		破 損	隻								
計	棟		計	隻									
	間		漁港施設	断									
	人		共同利用施設	断									
	③非住家被害		全壊	公共建物	棟	産被害	その他施設	断					
				その他	棟		その他施設	断					
半壊		公共建物	棟	漁具（網）	件								
		その他	棟	水産製品	件								
計		公共建物	棟	その他	件								
	その他	棟	計										
④農業被害	農地	田	澍・堰	ha	⑦林業被害	道有林	林 地	断					
			冠水	ha			治山施設	断					
		畑	澍・堰	ha			林 道	断					
			冠水	ha			林 産 物	断					
	農作物	田	ha	そ の 他	断								
		畑	ha	小 計	断								
	農業用施設	断	一般民有林	林 地	断								
	共同利用施設	断		治山施設	断								
	営農施設	断		林 道	断								
	畜産被害	断		林 産 物	断								
	その他	断		そ の 他	断								
				小 計	断								
	計			計	断								

項 目			件数等	被害金額(円)	項 目			件数等	被害金額(円)
⑧ 衛生被害	水 道		断		⑪社会教育施設被害		断		
	病院 瀧 巖	公 立	断		⑫ 社会福 祉施設等被 害	公 立	断		
		個 人	断			法 人	断		
		一般廃棄物処理	断			計	断		
		し尿処理	断		⑬ そ の 他	鉄道不通	断		—
	火 葬 場	断		鉄道施設		断			
	計	断		被害船舶(瀧除)		隻			
商 業	件		空 港	断					
⑨ 氈 糖	工 業	件		水 道	戸		—		
	そ の 他	件		電 話	戸		—		
	計	件		電 気	戸		—		
	⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害	小 学 校	断		ガ ス	戸		—	
中 学 校		断		ブロック塀等	断		—		
高 校		断		都市施設	断				
その他文教施設		断							
計		断		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			市		火災	建 物	件		
り災世帯数			世帯		発生	危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人別を記載 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Bの死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)をけ、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

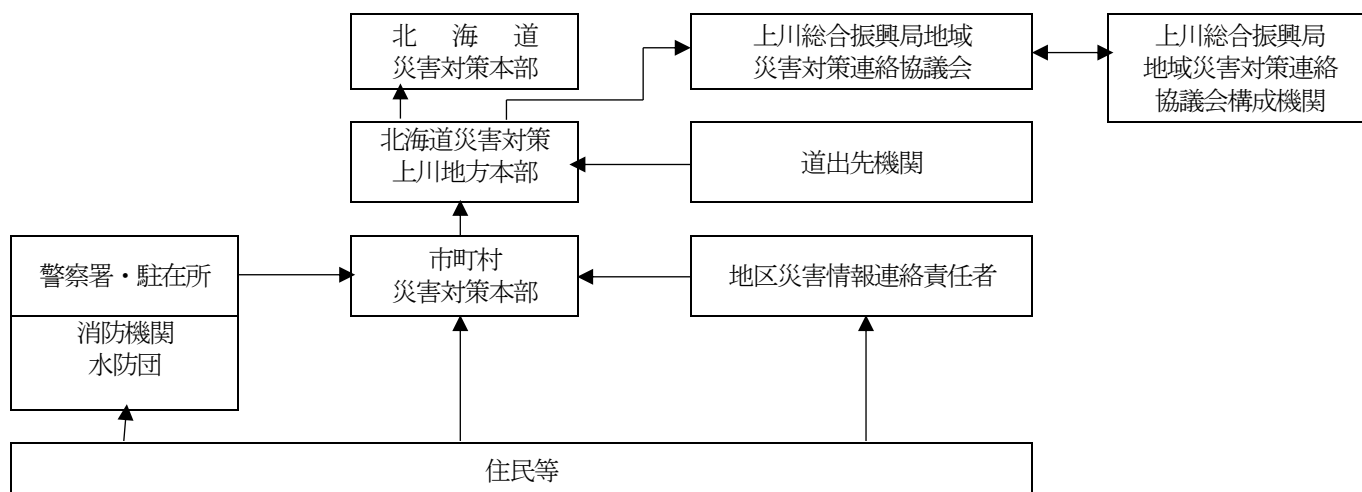
被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm 以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm 以下の土砂にあつては 5 cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水によって相当期間(24 時間以上)作物等の一部分が水に浸かった状態もしくは上部先端が見えない程度に水中に没した状態をいう。 (2) 倒伏とは、風や雨などにより相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れ伏した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第2 災害情報及び被害状況の伝達系統

災害情報及び被害状況の伝達系統は、次のとおりである。



第3 副通信系統

東日本電信電話株式会社一般加入電話及び北海道総合行政情報ネットワークによる通信に障害が生じ、総合振興局と各市町村の間の通信は、防災関係機関等の通信系統を利用して行うこととし、それによりがたいときは、臨機の措置を講ずるものとする。

「即報基準」、「直接即報基準」について

火災・災害等即報要領抜粋

即報基準	・「即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告。 ・「即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告。
直接即報基準	・「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告。（消防庁長官から要請があった場合は、市町村は引き続き消防庁に対しても行う）

火災等		第1号様式、第2号様式												
即報基準														
直接即報基準														
一般基準	ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの													
個別基準	火災 <table border="1"> <tr> <td>建物火災</td><td> a 特定防火対象物で死者の発生した火災 b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 e ほかの建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10等以上になる見込みの火災 f 損害額1億円以上と推定される火災 </td><td>ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</td></tr> <tr> <td>林野火災</td><td> a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの b 空中消火を要請又は実施したもの c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの </td><td></td></tr> <tr> <td>交通機関の火災</td><td> a 航空機火災 b タンカー火災 c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの d トンネル内車両火災 e 列車火災 </td><td>同 左</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>上記のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災</td><td></td></tr> </table>	建物火災	a 特定防火対象物で死者の発生した火災 b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 e ほかの建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10等以上になる見込みの火災 f 損害額1億円以上と推定される火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	林野火災	a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの b 空中消火を要請又は実施したもの c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの		交通機関の火災	a 航空機火災 b タンカー火災 c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの d トンネル内車両火災 e 列車火災	同 左	その他	上記のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災		
建物火災	a 特定防火対象物で死者の発生した火災 b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 e ほかの建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10等以上になる見込みの火災 f 損害額1億円以上と推定される火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災												
林野火災	a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの b 空中消火を要請又は実施したもの c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの													
交通機関の火災	a 航空機火災 b タンカー火災 c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの d トンネル内車両火災 e 列車火災	同 左												
その他	上記のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災													
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	a 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故(例示) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 b 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの c 特定事業所内の火災(a以外のもの。)	同 左												
危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ・海上、河川への危険物等流出事故 ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故	・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ・危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ・市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災												

火災等		第1号様式、第2号様式
即報基準		直接即報基準
個 別 基準	原子力 災害等	a 原子力施設において爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの b 放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの c 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの d 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他 特定の 事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
社会的影響基準		一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

救急・救助事故		第3号様式
即報基準		直接即報基準
a 死者 5 人以上の救急事故 b 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 c 要救助者が 5 人以上の救助事故 d 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 e 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 f 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 g 自衛隊に災害派遣を要請したもの h その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む) (例示) ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャックによる救急・救助事故 ・ 不特定または多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・ 全国に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、ほかの地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故		死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・ バスの転落等による救急・救助事故 ・ ハイジャックによる救急・救助事故 ・ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

武力攻撃災害		第3号様式
即報基準		直接即報基準
・ 武力攻撃及び武力攻撃の手段に準ずる攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害		同 左

災 害		第4号様式
即報基準		直接即報基準
一般基準	a 災害救助法の適用基準に合致するもの b 道又は市町村が災害対策本部を設置したもの c 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの d 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの e 自衛隊に災害派遣を要請したもの	・地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ・津波、風水害、火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
個別基準	地 震	a 地震が発生し、当該道又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの b 人的被害または住家被害を生じたもの
	風水害	a 洪水、浸水、崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの c 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	雪 害	a 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの b 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
	火山災害	a 噴火警報（火口情報）が発表されたもの b 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社 会 的 影 響 基 準	「一般基準」、「個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

被害状況等の報告

区 分 回 線	平日 (9:30～18:15) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	90-49013 90-49033 (FAX)	90-49102 90-49036 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-90-43423 6-048-500-90-49033 (FAX) 総合振興局は内線電話機 (FAX) より 16-048-500-90-49013 16-048-500-90-49033 (FAX)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 (FAX) 総合振興局は内線電話機 (FAX) より 16-048-500-90-49102 16-048-500-90-49036 (FAX)

(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	F A X	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	16-048-500-90-49175
	F A X	16-048-500-90-49036

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人			死者の生じた理由		
建物の概要	構造 建築面積 階層 延べ面積					
焼損程度	焼損 棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター等)			台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲内で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名			特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法			気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要			危険物施設の区分		
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
消防防災活動 状況及び 救急・救助活 動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 台	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
		その他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲内で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者 人 (人)	
	計 人	重 症 人 (人)	中等症 人 (人)
	不明 人	軽 症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書で記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲内で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者数		人		半壊			棟	床下浸水		棟				
		不明		人		軽傷			人	一部損壊		棟	未分類		棟	
		119番通報の件数														
	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)							
消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
自衛隊派遣要請の状況																
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲内で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙
（避難指示等の発令状況）

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

都道府県名 ()

[illegible]

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都 道 府 県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災 害 名		田	流 出 ・ 埋 没	ha		
		第 報			冠 水	ha		
		(月 日 時現在)			流 出 ・ 埋 没	ha		
報 告 者 名					冠 水	ha		
区 分		被 害			学 校	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			病 院	箇所		
	うち災害関連死者	人			道 路	箇所		
	行 方 不 明 者	人			橋 り よ う	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			河 川	箇所	
		軽 傷	人			港 湾	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		そ の 他	砂 防	箇所		
		世帯			清 掃 施 設	箇所		
		人			崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所		
		世帯			被 害 船 舶 隻			
		人			水 道 戸			
	一 部 破 損	棟			電 話	回線		
		世帯			電 気 戸			
		人			ガ ス 戸			
	床 上 浸 水	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	所		
		世帯						
		人						
	床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯			り 災 者 数	人		
		人			火 災 発 生	建 物	件	
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物	件				
	そ の 他	棟	そ の 他	件				

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体			市町村	
その他	農 業 被 害	千円			
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
災害救助法適用市町村名	計	団体			
そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		1 1 9 番通報件数	件	
災害の状況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本当について、その出動規模、活動状況とを記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第3章 災害応急対策計画

災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために災害対策上川地方本部（地方連絡本部）又は関係機関が行う災害応急対策業務は、概ね次のとおりとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

※共通事項

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

第1節 災害広報・情報提供計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 報道機関、住民等に対する災害情報の提供及び広報活動の実施に関すること。 2 災害報道記事及び写真の収集に関すること。 3 安否情報の照会に関すること。
関 係 各 課	1 災害情報及び被害状況等の収集・整理を行い、災害広報情報として地域政策課への提供すること。 2 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する情報を地域政策課へ提供すること。

第2節 避難対策計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害対策基本法第60条の第4項の規定に基づく市町村長からの避難指示等の報告の受理に関すること。 2 災害対策基本法第60条第6項の規定に基づく市町村長の避難指示等の知事による代行に関すること。 3 災害対策基本法第61条第2項の規定に基づく市町村の避難指示等に伴う所掌事務に関すること。 4 広域災害で大規模な避難、立退移送を要し、市町村において措置できないときの支援に関すること。 5 市町村からの避難者移送に関し応援要請があった場合における関係機関に対する要請等に関すること。
総 務 課	1 道有施設の緊急利用に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法が適用された場合の避難所設置についての支援に関すること。
社 会 福 祉 課	1 社会福祉施設等の状況の把握に関すること。
（建設管理部） 建 設 指 導 課	1 建設型応急住宅の建設に係る技術指導、被災者に対する公営住宅、民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
建 設 管 理 部	1 災害対策基本法第61条第2項の規定に基づく市町村長からの避難指示等に伴う所掌事務に関する技術的に可能な範囲での助言に関すること

第3節 応急措置実施計画

担 当	業 務 内 容
地 域 政 策 課	1 災害情報・被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害対策地方本部（又は地方連絡本部）の設置・運営に関すること。 3 地方本部員会議の開催に関すること。 4 応急措置の実施に係る各班との連絡調整に関すること。 5 災害対策基本法第68条の規定に基づく市町村長からの要請に応じた知事の応援又は災害応急対策の実施に関すること。 6 災害対策基本法第71条第1項の規定に基づく知事の従事命令、協力命令、保管命令等に関すること。 7 災害対策基本法第72条の規定に基づく知事の応急措置の実施についての指示等に関すること。 8 災害対策基本法第73条の規定に基づく知事による市町村長の応急措置の代行に関すること。
総 務 課	1 被災地視察及び災害見舞者の対応に関すること。 2 庁用自動車の運行に関すること。 3 災害時の通信の確保及び運用に関すること。 4 道職員及びその家族の安否確認及び被災状況調査に関すること。
保 健 行 政 室 企 画 総 務 課	1 災害救助法に基づく応急救助に関すること。
関 係 各 課	1 災害対策基本法第70条第1項及び第3項の規定に基づく応急措置の実施等に関すること。

1 応急措置の実施

総合振興局長は、災害時は、関係法令及び北海道地域防災計画の定めるところに基づき、その所掌事務について速やかに応急措置を実施し、必要があるときは道の委員会及び関係機関等に応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

2 災害対策基本法に基づく応急措置（従事命令等）

総合振興局長が次の（１）から（６）までの事項について応急措置を実施するため特に必要と認める場合において、災害対策基本法第71条第1項の規定に基づく従事命令等を発し、施設、物資等を管理し、使用し、若しくは利用し、又は立入検査させ、又は報告を求めるときの手続等は別表のとおりである。

なお、これらの処分を行う場合においては、協力命令を発する場合を除き、実費を弁償し又はこれらの処分により通常生ずべき損失を補償するものとされている。

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (2) 施設及び設備の応急の復旧
- (3) 廃棄物の処理及び清掃・防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生
- (4) 犯罪の予防・交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (5) 緊急輸送の確保
- (6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

別 表

従 事 命 令 等 の 実 施 手 続

命令等の種類	権限の内容	対 象	手 続	関 係 条 文
従事命令	災害応急措置に関する業務に従事させること	(1) 医師・歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条、救助法第7条
協力命令	災害応急措置に関する業務に協力させること	現場の救助を要する者及び近隣の者	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条、救助法第8条
保管命令	保管させること	物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資	公用令書（別表第2号様式）の交付	基本法第71条、救助法第9条
管理	管理すること	病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店	公用令書（別表第3号様式）の交付	基本法第71条、救助法第9条
使用	使用すること	土地、家屋若しくは物資	公用令書（別表第3号様式）の交付	基本法第71条、救助法第9条
収用	収用すること	物資	公用令書（別表第3号様式）の交付	基本法第71条、救助法第9条
立入検査	職員に立入検査をさせること。	施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所	① 管理に対する事前通知 ② 防災立入検査証（別表第6号様式）の携帯（請求により提示）	基本法第71条、救助法第10条
報告要求	必要な報告を取ること。	物資を保管させた者		基本法第71条、救助法第10条

(注) 公用令書に係る処分を変更し、又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第4号様式）又は公用取消令書（別表第5号様式）を交付して行う。

別表第1号様式

従事第	号	公 用 令 書	
		住所	
		氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり		従事	を命ずる。
		協力	
年 月 日			
処分権者 北 海 道 知 事 印			

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第2号様式

保管第	号	公 用 令 書	
		住所	
		氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日			
処分権者 北 海 道 知 事 印			

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第3号様式

管理第	号	公 用 令 書				
		住所				
		氏名				
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり		土地 家屋 施設 物資	を	管理 使用 収納	ずる。	
年 月 日						
処分権者 北 海 道 知 事 印						

名 称	数 量	所 在 場 所	範囲期間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第4号様式

変更第	号	公 用 変 更 令 書				
		住所				
		氏名				
災害対策基本法第71条の規定に基づき公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。						
年 月 日						
処分権者 北 海 道 知 事 印						

変更した処分の内容

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第5号様式

取消第	号				
公 用 取 消 令 書					
住所					
氏名					
災害対策基本法第71条の規定に基づき公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取消したので、 同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。					
年 月 日					
処分権者 北 海 道 知 事 印					

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第6号様式

（表）

No.	防 災 立 入 検 査 表			
所属 職名 氏名				
	年 月 日生			
上記の者は、災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明 する。				
	年 月 日交付			
	北海道知事		印	
	交付責任者		印	

たて6センチメートル よこ9センチメートル

（裏）

注 意	
1 本証は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。	
2 本証は 年 月 日まで有効とする。	
3 本証は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。	
4 本証を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届けなければならない。	